

財務省第5入札等監視委員会

令和5年度 第2回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所	令和5年12月14日～令和6年1月22日（書類回覧による開催）	
委員	委員長 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲（早稲田大学・教授）	
審議対象期間	令和5年7月1日（土）～令和5年9月30日（土）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：旅券照合ツールのプログラム変更及び動作検証 一式 契約相手方：株式会社セック （法人番号1010901026918） 契約金額：73,700,000円 契約締結日：令和5年8月14日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：税関検査場電子申告ゲートのアプリケーション改修 一式 契約相手方：日本電気株式会社 （法人番号7010401022916） 契約金額：17,820,000円 契約締結日：令和5年9月12日 担当部局：東京税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：瑞穂分庁舎からよこはま新港合同庁舎への移転業務 一式 契約相手方：株式会社江田商会 （法人番号2020001012577） 契約金額：63,580,000円 契約締結日：令和5年7月5日 担当部局：横浜税関
4 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センター及び同貨物検査場 解体工事監理業務 契約相手方：株式会社翔設計 （法人番号7011001028717） 契約金額：19,360,994円 契約締結日：令和5年7月21日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【事案1】</b>            契約件名：旅券照合ツールのプログラム変更            及び動作検証 一式            契約相手方：株式会社セック            (法人番号1010901026918)            契約金額：73,700,000円            契約締結日：令和5年8月14日            担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》            契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因・応札業者拡大の方策</p>	<p>《担当部局からの事前説明》            全国の税関空港における税関検査ブースには次の2つの端末が設置されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・QR読取端末（旅客からの電子申告情報を読取る端末）</li> <li>・税関LAN端末（旅券照合ツール、通関情報総合判定システムを実装）</li> </ul> <p>端末が2つに分かれている弊害として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査台スペースの逼迫</li> <li>・通関情報総合判定システムとの情報連携に際してのデータ移行作業の発生</li> </ul> <p>が生じていることから、これを解消させるため、QR読取端末の機能を旅券照合ツール（税関LAN端末）に組み込むためのプログラム変更を行わせるものです。</p> <p>また、税関LAN端末については、セキュリティ対策等のため定期的なOSのバージョンアップが必要不可欠であり、前述の改修の約半年後にはOSバージョンアップを予定しているところ、バージョンアップ後も正常に動作することを確認するために動作検証を合わせて実施するものです。</p> <p>令和4年度までパナソニックコネクト(株)も応札していましたが、5年度は応札がありませんでした。</p> <p>理由は不明ではあるものの、過去の入札価格を見る限り(株)セックの入札価格と大差があったことから断念したか、或いは他の業務の履行状況との兼ね合いから、当案件に割ける人員がいなかったのではと思われます。</p> <p>今回の調達では1者入札になってしまいましたが、今後も同様の調達を行う場合は、過去に入札に参加していた者に積極的に参加を慫慂するとともに、同業種の業界情報についても幅広くアンテナを張り巡らせ、応札可能者の情報を収集し、入札参加者の</p>

意見・質問	回答
<p>高落札率となった要因 (98.8%)</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>用語の定義 (23頁) によると、QR読み取り端末は2021年6月に運用を開始しているようですが、これと税関LANとはどちらが先に導入されたのでしょうか。それはいつ頃でしょうか。後から導入された端末を設置するときに、二つの端末を統合することはできなかったのでしょうか。</p> <p>現時点でQR読取端末の機能を旅券紹介ツールに組み込むことができるなら、導入時から組み込むことは可能であったようにも思われますが、これをしなかった理由は何でしょうか。</p> <p>別紙02 図1-1 旅券照会ツールに係るシステム構成のうちの「旅券照会ツールの範囲」には、電子申告モードゲートと有人検査台モードの両者にQRリーダーがありますが、ここで表示されているQRリーダーは、QR読取端末に接続されていたQRリーダーを指しているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>そうだとすると、従来の税関LAN端末（旅券照会ツール、通関情報総合判定システムを実装）には、パスポートリーダーが接続されていたのみで、QRリーダーは接続されていなかったということでしょうか。</p> <p>現在QR読取端末に接続しているディスプレイと同程度のディスプレイを新規に調達予定であるとされているので（26頁）、現在QR読取端末に接続しているディスプレイは廃棄することになるのでしょうか。</p>	<p>拡大に努めてまいります。</p> <p>積算資料上の技術者単価を用いた妥当性の検討を行ったうえで、同社の見積書を基に予定価格を算出したため高落札率となったものと思われまます。なお、応札業者以外に見積書の提出に応じる業者は存在しませんでした。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>税関LANは用語の定義にて定める税関ネットワークと同義であり、平成11年2月より稼働しております。</p> <p>QR読取端末は、令和3年の運用開始時は全国での導入台数が80台であったことから、QR読取機能の税関LANへの統合に係る費用対効果及び開発期間を鑑みて、実施いたしませんでした。</p> <p>その後、令和5年3月より段階的に、全国の空港に合計229台増配備いたしました。こちらは、令和4年10月の水際措置緩和を受け、入国旅客数の急増に備え電子申告利用環境を整備するため緊急的に実施したものであるところ、この際にも開発期間を鑑みてLAN統合は実施しませんでした。</p> <p>ご認識のとおりです。</p> <p>既存の機器は調達当時コロナ禍であったため、感染症対策の観点から、タッチペンのみ操作できる仕様のものを調達していましたが、タッチペンの破損等が生じると機器が使用できないという問題点があり、故障の都度通関が停滞しておりました。</p> <p>今般、上記問題点を改善するため、手指での操作</p>

意見・質問	回答
<p>旅券照合ツールのプログラムを変更することによって、電子申告情報を税関LAN端末に接続されるQRリーダーで読み取ることができるようになり、QRリーダー以外のQR読取端末は不要となり、廃棄するという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>別添02 画面推移をみると、色々なパターンが想定されているようですが、想定される全てのパターンをカバーするプログラムを開発するというのでしょうか。</p> <p>令和4年度まではパナソニックコネクとも応札していたとのことですが、本件と同様の入札案件が令和4年度も存在したということでしょうか。それとも、内容的には同じではないが、プログラムの変更に関する入札案件があったということでしょうか。</p> <p>本件のプログラム変更の時期については、OSバージョンアップの実施後に行うということはありませんでしょうか。</p>	<p>も可能となるディスプレイを調達した次第ですが、既存の機器は新規に導入する機器が故障等で使用できなくなった場合の予備機として利用します。</p> <p>QRリーダー以外のQR読取端末の付属品については、税関内で転用することを想定しております。</p> <p>想定し得ない例外的なパターンについては現場職員の運用によって対処せざるを得ないものもあると認識しておりますが、既存のQR読み取り端末から機能低下させない前提で画面遷移含めて検討しております。</p> <p>平成29年から令和5年まで機能の追加や、プログラムの仕様変更を行っていたりと毎年入札を行っております。 (案件名もほぼ同様です。)</p> <p>ただし、平成31年はプログラム変更と合わせて機器も調達しております。</p> <p>今回の改修内容につきましては取締上喫緊の課題であり、早期に対応すべきものと考えております。</p> <p>なお、次回のOSバージョンアップについては令和6年10月以降を予定しておりますので、そこからの作業となりますと対応が遅いと判断いたしました。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案2】</b>            契約件名：税関検査場電子申告ゲートのアプリケーション改修一式            契約相手方：日本電気株式会社            (法人番号7010401022916)</p> <p>契約金額：17,820,000円            契約締結日：令和5年9月12日            担当部局：東京税関</p> <p><b>《抽出にあたり委員からの事前確認》</b>            契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因・応札業者拡大の方策</p> <p>高落札率となった要因（100%）</p> <p><b>《書類回覧による委員からの質問・意見》</b>            1者応札になった理由について、デジタル庁からの情報リリースが遅れ入札公告期間が22日間と</p>	<p><b>《担当部局からの事前説明》</b>            旅具通関における電子申告に際し、旅客はデジタル庁が提供する Visit Japan Web（以下「VJW」という。）を利用してQRコードを作成しております。            今般、VJWにおけるQRコードが改修（税関・入管個別QRコードから税関・入管統一QRコードに変更。12月リリース予定）されることに伴い、現在税関検査場に設置されている電子申告ゲート機器（キオスク端末、判定サーバ）に対し、税関・入管統一QRコードの読取に係る抽出機能及び連携ファイル作成のための編集処理等の改修を行うものです。</p> <p>本調達にあたっては、他事業者も入札に参加できるよう既存システムの仕組みを把握するための情報を開示しているため、構築業者以外の者が参入する余地はあると思われるものの、構築業者以外の者が単発的に受注するには互換性等のリスクが伴うことから、結果的に1者入札となったと思われます。</p> <p>また、本調達についてはデジタル庁からの情報リリースが遅れたことで公告期間を22日間に短縮せざるを得なかったことから、今後は関係機関から前広な情報提供を懇請するとともに十分な公告期間を確保することに努めてまいります。</p> <p>積算資料上の技術者単価を用いた妥当性の検討を行ったうえで、同社の見積書を基に予定価格を算出したため高落札率となったと思われます。</p> <p>なお、応札業者以外に見積書の提出に応じる業者は存在しませんでした。</p> <p><b>《担当部局からの回答》</b>            案件の性質上、応札業者の拡大が困難であることは正直なところですが、入札を実施する側の姿勢と</p>

意見・質問	回答
<p>短くなったためと分析されていますが、もしこの公告期間が長ければ、どんな方法で応札業者拡大が可能なのでしょうか。</p> <p>東京国際空港第2旅客ターミナルビルについては、他の調達の事業者と並行して開発を行うとされていますが（6頁）、この場合の他の調達の事業者は、本調達の事業者とは別の者でしょうか。その場合、どのような注意が必要になるのでしょうか。</p> <p>これに関連して、データについては発注者の定める管理区域内で取り扱うことが原則とされているようですが、並行して開発を行う場合には、作業場所はどのようになるのでしょうか。</p> <p>税関・入管個別QRコードから、税関・入管統一QRコードに変更されるのは、12月リリース予定とされていますが、図1-2スケジュールによると、第1改修は2024年1月リリース、第2改修は同年3月リリースとされています。その間、税関・入管統一QRコードの読み取りはどのようになるのでしょうか。旧QRコードと統一QRコードを併用することは可能なのでしょうか。または、統一QRコードの使用開始を2024年3月以降にするということでしょうか。</p> <p>本件は、デジタル庁からの情報リリースが遅れたことで、公告期間を22日に短縮せざるを得なかったとのことですが、情報リリースが遅れたのなら、使用開始を遅らせれば無理のない公告期間が設定できるようにも思われます。税関・入管統一QRコードのリリースが12月予定であることとの関係から、短縮せざるを得なかったということでしょうか。</p> <p>また、仮にそうだとすると、この点についてデジタル庁との交渉の余地はなかったのでしょうか。</p>	<p>して、可能な限り公告期間を確保することによって、新規業者にも応札できる時間を確保する努力は行っていきたいと思います。</p> <p>結果として同じ事業者となっております。Eゲートの構成図については図1-1のとおりとなっており、各種テストにおいては並行する調達において改修等を行う機器を用いることもございます。そのため、それぞれの調達における開発状況が他の調達のテスト工程に影響を及ぼすことの無いよう密に連携を行う必要があると考えております。作業場所につきましては基本的に各空港を想定しており、並行して開発を行う場合も同様です。（データを取り扱う作業においては、原則機器が設置されている現地作業となります。）</p> <p>統一QRコードについては12月リリース予定ですが、使用開始となるのは本調達第1改修リリース時となるよう調整しており、第1改修リリース時点で統一QRコードの読み取りは可能となります。旧QRコードと統一QRコードを併用することはできません。</p> <p>なお、第2改修は、Eゲートと情報連携している旅券照合ツールとの統一QR対応に伴うインターフェース変更対応であり、旅券照合ツール側のプログラム変更のリリースタイミングに合わせたものです。</p> <p>デジタル庁からの情報リリースが遅れたことで、公告期間を短縮したことはご認識の通りです。</p> <p>なお、時期についての交渉ですが、デジタル庁所管の税関・入管統一QRコードのリリース時期は、我々が知った時点で既に確定事項であったため交渉の余地は一切ありませんでした。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案3】</b>            契約件名：瑞穂分庁舎からよこはま新港合同庁舎への移転業務 一式            契約相手方：株式会社江田商会            (法人番号2020001012577)            契約金額：63,580,000円            契約締結日：令和5年7月5日            担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》            契約の概要について</p> <p>一者応札となった要因</p> <p>高落札率となった要因 (97.0%)</p> <p>《回覧による委員からの質問・意見》            予定価格の算定に際して、落札業者を含む2者から見積書を入力していますが、もう1者はどうして応札しなかったのでしょうか</p>	<p>《担当部局からの事前説明》            本契約は横浜税関業務部分分析部門を瑞穂分庁舎からよこはま新港合同庁舎に移転する必要があったことから、分析機器等の移設に係る請負契約を締結したものです。</p> <p>入札実施に先立ち、競争性を高めるため取扱業者を調査し入札への参加を呼び掛けましたが、結果として入札に参加したのは本件契約者のみとなり、一者応札となったものです。本件については、仕様書に「過去に理化学機器販売の取引実績がありかつ理化学機器に精通していること」、「専門の販売許可及び資格を有した社員が在籍していること」と記載していることから、参加可能な業者が限られたものと考えます。今後も可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うことにより、競争性の向上に努めてまいります。</p> <p>高落札率となった点については、見積価格が安価であった者が本件契約者となったことが要因と考えます。予定価格の算出にあたっては、市場価格を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの見積価格の聴取に努めてまいります。</p> <p>《担当部局からの回答》            移送期間について税関業務に支障が出ないように金曜日の業務終了時から日曜日までとなっており、スケジュール的に非常にタイトであることから見積書は提出したものの入札参加には至らなかったと伺っております。</p>

意見・質問	回答
<p>仕様書記載の機器はランクBのようですが、ランクAとの違いを見ると、①ランクAはメーカー又はメーカー指定業者の技術員による事前点検を実施し、性能試験表を作成するのに対して、②ランクBは、移設前に動作確認を行うとされています。この①と②の違いが生じている理由は何でしょうか。また、ランクBは仕様書において動作確認についての詳細な取り決めがなされていますが、ランクAについては、事前点検についての詳細な取り決めがないのは何故でしょうか。メーカー又はメーカー指定の技術員が事前点検を行うからでしょうか。</p> <p>上記に関連して、ランクAについては、事前事後の点検を実施し、移転前の性能が得られなかった場合に保証をしなければならないとされていますが、その場合の責任は、メーカーが負うのか受注者が負うのかが問題になりそうな気がします。メーカー（又はメーカー指定の技術者）の行った動作確認について、受注者が責任を負うという整理をしているのでしょうか。</p> <p>本件は、一括して移転業務を発注したようですが、理化学機器販売の実績があり且つ理化学機器に精通していることなどの要件は、ランクAやB等には必要でしょうが、それ以外のキャビネ等の運搬には不要であるようにも思います。専門性が要求される機器等の運搬とそれ以外の物の運搬に分離して発注することはできなかったのでしょうか。</p> <p>本件は、1者応札の案件です。事前の見積もりでは、落札したA社の見積もりが提出された後、3日後の日付で、2番目のB社の見積もりが出ています。2番目の会社の見積もりは、11にわたる項目（品名欄）の名称は全てA社と同じで、金額はすべての項目において、A社の見積もりからわずかに高い価格が記載されたものになっています。A社とB社の見積もりは、同時並行的に依頼したのでしょうか。あるいは、A社の見積もりを取得後、そのデータをB社に渡してB社の見積もりを取り付けたのでしょうか。一般的に移転工事の見積内容は、各社で項目や名称も異なり、</p>	<p>ランクAについては、使用頻度が高いものであり移設後に不具合が生じた際に速やかに対応する必要があることから、メーカー又はメーカー指定業者の技術員による事前点検を実施するため、点検についての詳細な記載は省略しております。ランクBについては、使用頻度はランクAほど高くありませんが、人事院規則にて毎年の点検が義務付けられているものであり、人事院規則で定められたものを点検項目として明記したものです。</p> <p>受注者が責任を負うという整理をしております。</p> <p>分析関係業者と引越業者に事前に聞き取りをしたところ、移送期間について、税関業務に支障が出ないように金曜日の業務終了時から日曜日までとなっており、スケジュール的に非常にタイトであることから、別業者との調整等がスムーズにいかない場合は間に合わない可能性があるとのことであったため、分離しての別契約とせず同一業者が分析機器等と什器等を移送する契約を締結したものです。</p> <p>予定価格を算出するにあたり、参考見積の項目を統一する必要があったため、B社には仕様を明示した上で項目を指定して参考見積を依頼しております。B社が入札に参加しなかった理由については、移送期間が税関業務に支障が出ないように金曜日の業務終了時から日曜日までとなっており、スケジュール的に非常にタイトであることから入札参加には至らなかったと伺っております。</p>



意見・質問	回答
<p>単価も異なると思います。本件では、A社とB社で細目が全く同じですので、B社はA社の情報を共有していたことが推定されます。B社が入札に参加しなかった理由は何でしょうか。</p>	

意見・質問	回答
<p><b>【事案4】</b>            契約件名：横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センター及び同貨物検査場解体工事監理業務            契約相手方：株式会社翔設計            （法人番号7011001028717）            契約金額：19,360,000円            契約締結日：令和5年7月21日            担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》            契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因</p> <p>高落札率となった要因（97.4%）</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》            予定価格積算書において、専門的知識と経験を有する管理技術者の配置が必須という業務の直接人件費単価や作業人日は、どのように調べて決定されたのですか。</p>	<p>《担当部局からの事前説明》            本件は別途契約している「横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センター及び同貨物検査場解体工事」（以下、「解体工事」という。）について、法令及び設計図書に基づいた工事が適切に施工されているかの確認、解体工事受注者から提出される工事関連書類の確認等の業務について専門性を有した者に委託契約したものです。</p> <p>横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センター及び同貨物検査場には、長さ70mを超える杭が174本打設されており、当該杭の引抜きには高度な技術力が求められるため、高度な専門的知識と経験を有する管理技術者を配置することが難しいことが1者応札となった要因と思料されます。</p> <p>高落札となった点については、解体工事の完工まで3箇年要しますが、上述のとおり、高度な専門的知識と経験を有する管理技術者を3箇年配置することになるため、経費を削減することが難しいこと、また、昨今の人件費高騰を受け翌年以降の人件費を考慮し高落札になったと思料されます。予定価格の算出にあたっては、市場実態を適切に反映させるよう、今後も引き続き入札直前の価格の反映及び複数者からの聞き取り徴取に努めてまいります。</p> <p>《担当部局からの回答》            国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の官庁施設の設計業務等積算要領において、設計業務等委託料の積算方法が定められており、本要領から直接人件費単価を採用し、作業人日については専門業者2者</p>

意見・質問	回答
<p>発注者である貴関は、別途、コンテナ検査センター及び貨物検査場の解体工事（以下「本件解体工事」と言います。）を発注していると思いますが、本件解体工事請負契約では、解体工事が設計図どおりに進行しているか否かの確認は、誰が行うことになっているのでしょうか。貴関の監督職員でしょうか。ちなみに、国土交通省の「建物解体工事共通仕様書」によると、解体工事請負契約における監督職員は、様々な権限を有しているようですが、本件監理業務委託契約では、その監督職員の業務（権限）の一部を受注者に委託するというイメージでしょうか。なお、上記共通仕様書では、「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、調査結果等について、受注者等から提出された施工管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。」とされていますが、本件の委託業務の一部を表しているようにも思えます。</p> <p>先ほどの質問に関連して、仮に貴関が監督職員の業務の一部を本件入札において受注者に委託するものであるとした場合、本件解体工事請負契約においては、貴関は監督職員の業務を第三者に委託することができる取り決めになっているという理解でよろしいでしょうか。その場合、本契約書の、調査職員を置いて、監督していくことになるのでしょうか。本契約書の調査職員は置かれているのでしょうか。</p> <p>仕様書では、管理技術者、建築、電気設備、機械設備の主任技術者を各1名ずつ配置することになっており、他方、予定価格積算書における直接人件費の人日及び単価はどのように算出したもののでしょうか。管理技術者と主任技術者の資格要件は異なっているようですが、積算の際の単価は同一で問題はないということでしょうか。人日をこれらの技術者間でどのように割り振っているかについても特に調査はしていないという理解でしょうか。</p>	<p>から聞き取りを行い、より少ない人日数を採用し、予定価格を決定したものです</p> <p>ご認識のとおり、解体工事が設計図どおりに進行しているか否かの確認は当関の監督職員（調査職員）が行うことになっていますが、専門的な知識を有していないことから、適切な判断ができないため、本件受注者に業務の一部を委託し、受注者から所見や助言等を基に工事の進捗を確認するものです。</p> <p>監督職員（調査職員）は置いておりますが、当関の監督職員（調査職員）は専門的な知識を有していないことから、適切な判断ができないため、本件受注者に業務の一部を委託し、受注者から所見や助言等を基に工事の進捗を確認しています。これは会計法において「特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に監督を委託して行なわせることができる」旨が規定されており、本件においては特に必要があると判断したところによります。</p> <p>人日の内訳は調査しておりません。単価については最も人数割合の多い主任技術者の単価を予定価格として採用しています。人日の構成については、受注する者によって異なるため、予定価格は問題無いと思料します。</p>

意見・質問	回答
<p>契約概要説明において、一者応札となった理由として、70メートルを超える杭が174本打設されており、当該杭の引き抜きには高度な技術力が必要であることが挙げられています。</p> <p>しかし、杭の引き抜き自体は解体業者が行い、監理業務としては、解体の設計図に基づいて解体工事が行われているかをチェックすることだと思いますが、チェックをすることであっても高度な技術力が必要という点では変わりはないという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>本件は、検査・監査の管理業務で、専門技師が現場に立ち会う業務として理解しました。予定価格積算書では、人件費とそれに経費率を乗じたものになっています。1日あたりのコストの水準は、この種の業務では通常の水準と理解してよいでしょうか。積算書の水準の検証においては、例えば、隣接業界などの水準など、参考にしたものはありますか。</p>	<p>70メートルの杭を引き抜く作業と合わせて、杭引き後の穴を埋め戻していく作業を同時に行う必要があります、当該埋戻し作業に使用する流動化処理土は、その土地に合った適切な硬度でなくてはならないため、高度な技術力が必要と考えています。</p> <p>また、杭が途中で折れている場合に、地中での加わる圧力や建築物の荷重のかかり方等を検討し、工事を円滑に進めるため今後の工事の進め方を考えていく必要があります、高度な専門的知識が求められると考えております。</p> <p>本契約に係る予定価格については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の官庁施設の設計業務等積算要領に基づき決定しているため、1日あたりのコストは通常の水準であると考えています。他業界の水準は調査していません。</p>